

令和元年12月2日
豊田市行政不服審査会決定

豊田市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

次の表の類型に掲げる審査請求に該当するものについては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項第5号の規定により、豊田市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

類型	理由	参考
市税又は公課に係る差押処分であって、換価、配当又は充当が完了したもの（ただし、給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権に対する差押処分であって、その効力が存続しているものを除く。）の取消しを求める審査請求	差押処分の法的効果が消滅し、当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存在しないため。	債権差押処分取消請求事件（令和元年度答申第1号）、債権差押処分取消請求事件（令和元年度答申第2号）